

資料編

資料編 目次

I	地域公共交通に係る現状	1
1.	位置と地勢	1
2.	交通に関する町の動き	2
3.	人の動きに関する現状	3
(1)	人口と高齢化の動向	3
(2)	世帯あたり人数の動向	4
(3)	運転免許保有の状況	4
(4)	通勤行動による移動の状況	5
(5)	観光客数の状況	6
4.	地域公共交通の現状	7
(1)	本町の地域公共交通	7
(2)	陸上交通の運行状況	10
(3)	海上交通の運航状況	17
5.	本町の地域公共交通関連の負担額	27
II	計画検討の経緯	28
1.	大崎上島町公共交通連携協議会の開催状況(令和7(2025)年度)	28
2.	アンケート及びヒアリング調査の実施概要	29
(1)	町民アンケート調査	29
(2)	交通事業者ヒアリング調査	29
III	町民アンケート結果概要	30
1.	町内でよく利用する交通手段	30
2.	将来の交通手段への不安	31
3.	交通手段別の利用状況と満足度	32
(1)	町内のバス	32
(2)	町内のタクシー	34
(3)	町外へのフェリー	35
4.	令和7年4月の地域公共交通見直しについて	36
5.	フェリー営業時間外の予約式航路サービス導入について	36
IV	協議会の規約等について	37
V	大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿	40

I 地域公共交通に係る現状

1. 位置と地勢

大崎上島町は、瀬戸内海芸予諸島の西部に位置する島であり、ほぼ中央部に主峰神峰山がそびえ、その稜線が東西を貫いています。また、尾根が海岸線まで迫る瀬戸内海離島特有の地形を形成しているため、急傾斜が多く、平野部が少ない特徴を有します。



資料：大崎上島町

図 I.1 大崎上島町

2. 交通に関する町の動き

本町では、地域公共交通を含む町民の「交通」に関して、これまで様々な取組を推進しています。

表 I.1 町内の交通に関する主な動き

時 期	内 容
平成 15 年 4 月	旧大崎町、旧東野町、旧木江町の 3 町が合併し、大崎上島町誕生
平成 17 年 3 月	大崎上島町第 1 次長期総合計画策定
平成 17 年 11 月	コミュニティバス（おと姫バス）運行開始
平成 18 年 8 月	今治～小長～明石航路のうち、今治～小長間を廃止
平成 20 年 1 月	三原～大崎上島～大長航路廃止
平成 20 年 7 月	安芸津港～大西港のうち大串港を経由する便を廃止
平成 20 年 9 月	大崎上島町生活交通再編計画策定
平成 21 年 3 月	竹原～大長間の運航をしまなみ海運株式会社に移管
平成 21 年 4 月	路線バス（さんようバス）路線再編（循環バス化）
平成 21 年 11 月	明石～小長間の運航をしまなみ海運株式会社に移管
平成 23 年 3 月	大崎上島町公共交通総合連携計画策定
平成 24 年 10 月	今治～大三島～木江航路のうち、木江～宮浦間のフェリー及び快速船の運航を廃止
平成 27 年 3 月	大崎上島町第 2 次長期総合計画策定
平成 27 年 10 月	大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略策定
平成 29 年 4 月	コミュニティバス（おと姫バス）運賃値下げ（大人 100 円）
平成 29 年 10 月	路線バス（さんようバス）運賃値下げ（大人 100 円）
令和 2 年 3 月	大崎上島町第 2 次まち・ひと・しごと総合戦略策定
令和 2 年 12 月	垂水港～白水港区間における超小型 EV 自動運転の実証実験
令和 3 年 10 月	超小型電気自動車「C+pod」を活用した公用車のシェアリング事業
令和 4 年 11 月	竹原～大崎上島町間で自動運航船の実証運航（約 1 週間）
令和 4 年 11 月	コミュニティバス「デマンド型おと姫バス」実証運行（約 1 か月間）
令和 5 年 12 月	コミュニティバス「デマンド型おと姫バス」実証運行（約 3 か月間）
令和 6 年 4 月	コミュニティバス「デマンド型おと姫バス」本格運行
令和 7 年 1 月	竹原～大崎上島町間で自動運航船「ゆき姫」試験運航（約 3 か月間）
令和 7 年 3 月	大崎上島町第 3 次長期総合計画、大崎上島町第 3 次地方人口ビジョン・総合戦略策定
令和 7 年 4 月	町内の地域公共交通体系の大幅見直し ・高速船休止 ・路線バス（さんようバス）のダイヤ変更 ・コミュニティバス（おと姫バス）の運賃改定、デマンド型の乗降ポイント増加と運行時間拡大、定時定路線の大幅見直し
令和 7 年 8 月	竹原～大崎上島町間で自動運航船「ゆき姫」試験運航（約 3 か月間）

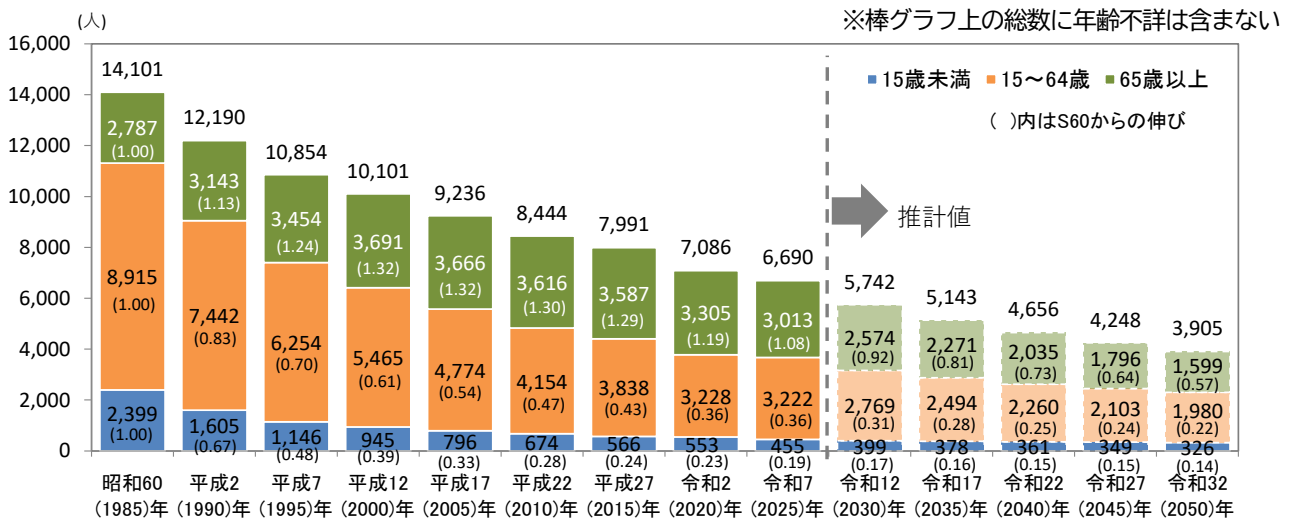
3. 人の動きに関する現状

(1) 人口と高齢化の動向

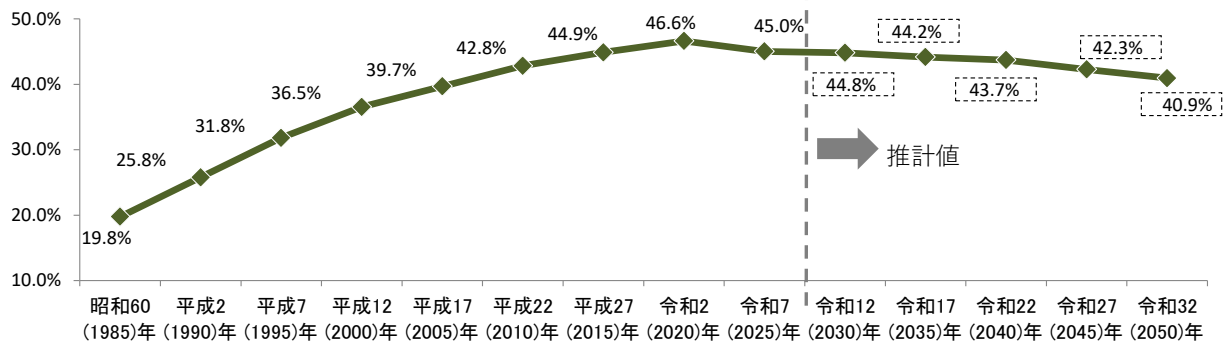
本町の人口は、一貫した減少傾向が継続しています。

年齢構成をみると、令和7(2025)年の15歳未満人口が昭和60(1985)年の約5分の1までに減少する一方で、高齢化率(65歳以上人口の割合)は高い水準を維持するなど、少子高齢化が進行していることがわかります。

さらに将来に向けても、令和22(2040)年に5千人を下回るなど、本町の人口減少は継続する見込みです。



[高齢化率]



資料：国勢調査(S60～R2)、住民基本台帳(令和7(2025)年9月末現在)

R12～R32：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)

図 I.2 人口の推移と高齢化率(実績及び推計)

(2) 世帯あたり人数の動向

本町の世帯数は、昭和 60(1985)年の 4,904 世帯から令和 2(2020)年の 3,437 世帯に減少しています。また、1 世帯あたり人数も減少傾向にあり、令和 2(2020)年は 2.08 人です。

こうした核家族化の傾向は、本町における高齢化の進行と相まって、それぞれの家族において生活移動を支え合うことが徐々に難しくなっている状況を示しています。

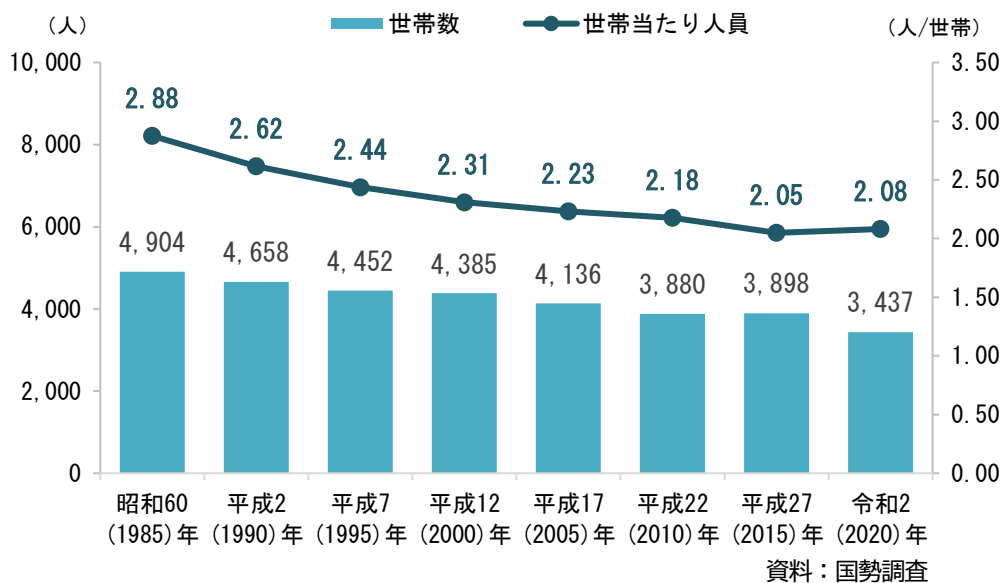


図 I.3 世帯数・世帯あたり人数の推移

(3) 運転免許保有の状況

町民の運転免許保有率は約 7 割です。しかし、65 歳以上の女性に限定すると約 53%であり、約半数の方がマイカーを運転できない状況にあります。

表 I.2 運転免許保有率

	住民基本台帳人口 (人)			運転免許保有者数 (人)			運転免許保有率		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
全体	2,895	2,873	5,768	2,345	1,882	4,227	81.0%	65.5%	73.3%
65歳以上	1,231	1,782	3,013	1,016	940	1,956	82.5%	52.7%	64.9%

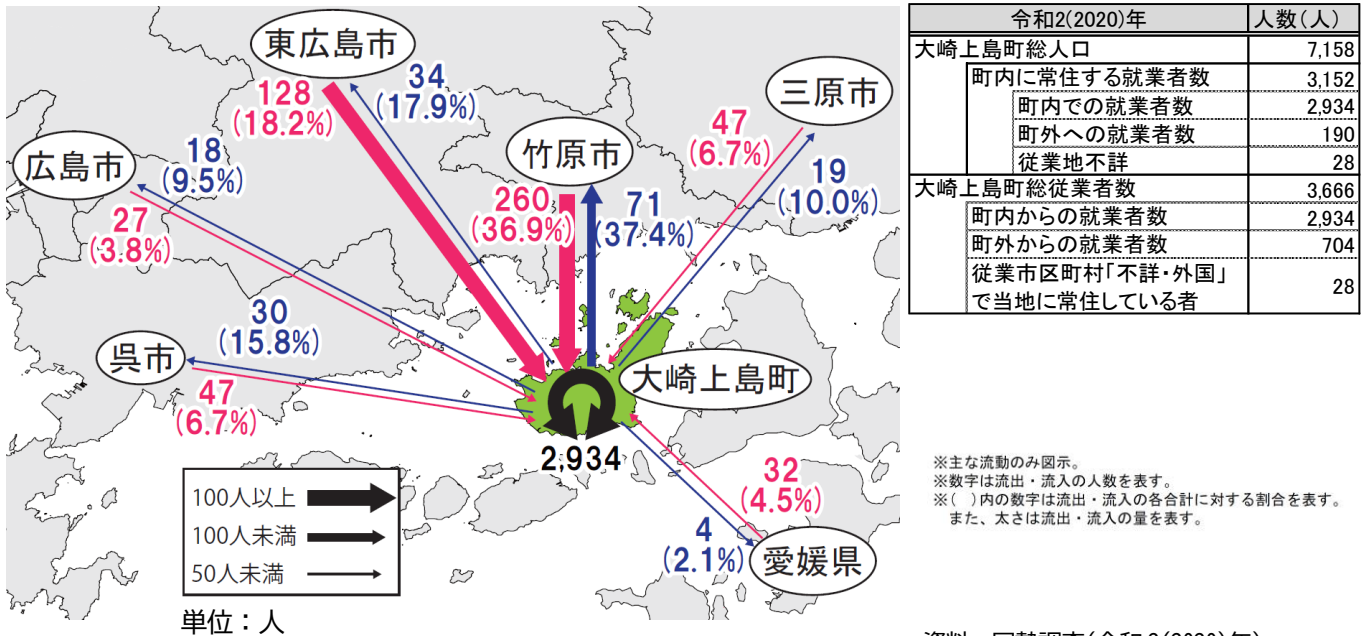
資料：広島県警察（令和 6(2024)年 12 月末免許保有者）、住民基本台帳（令和 7(2025)年 9 月 30 日）

※全体の保有率算出では、18 歳以上人口を用いている

(4) 通勤行動による移動の状況

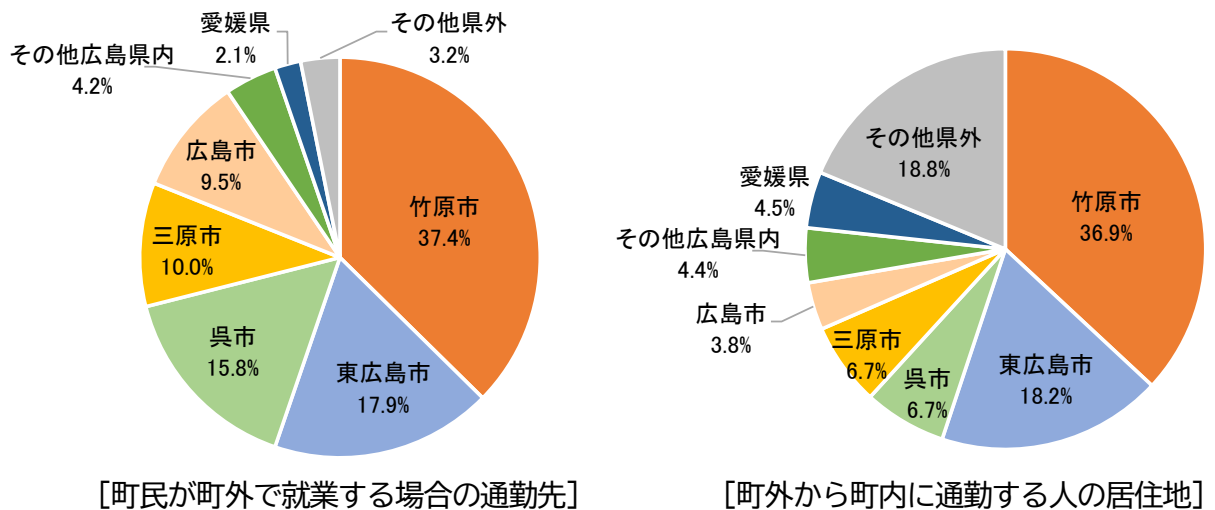
町内に住む就業者の通勤先は、9割以上が大崎上島町内です。

町外の通勤先をみると、竹原市が37.4%を占めて最も多く、次いで東広島市となっています。また、町外から町内へ通勤する場合も竹原市からが最も多く36.9%を占めています。



資料：国勢調査(令和2(2020)年)

図 I.4 通勤目的での主な地域間流動



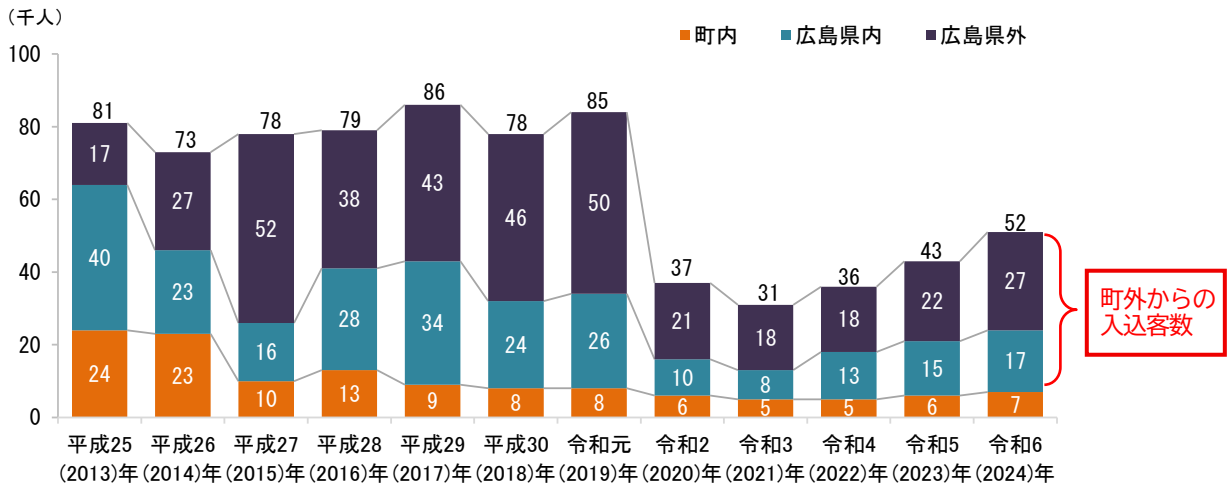
資料：国勢調査(令和2(2020)年)

図 I.5 町外の通勤先・町内に通勤する人の居住地の構成

(5) 観光客数の状況

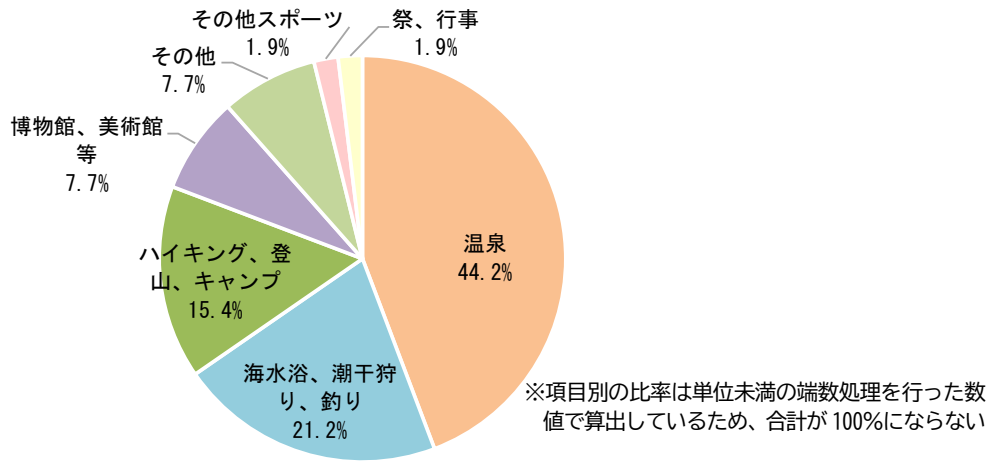
本町の観光入込客数は、令和元(2019)年までは8万人前後となっていました。コロナ禍の影響もあり、令和2(2020)年以降に3万人台まで落ち込みました。ただし、近年は微増傾向にあります。

令和6(2024)年の目的別観光客数は「温泉」が約4割を占めて最も多く、次いで、「海水浴、潮干狩り、釣り」が約2割、「ハイキング、登山、キャンプ」が約15%となっています。



※項目別の数値は単位未満の端数処理を行っているため、合計の数値と一致しない場合がある
資料：広島県観光客の動向

図 I.6 本町の発地別観光客数の推移



資料：広島県観光客の動向 (令和6(2024)年)

図 I.7 本町の観光客数の目的構成

4. 地域公共交通の現状

(1) 本町の地域公共交通

① 陸上交通

町内の陸上交通としては、路線バス（さんようバス）、コミュニティバス（おと姫バス）、タクシーがあります。

路線バス（さんようバス）は、島全体を周回するルートを運行しており、平日は、右回りと左回りが各7便運行しています。

コミュニティバス（おと姫バス）は、路線バスがカバーできない地区や狭隘な区間を運行しており、デマンド型と定時定路線型の2種類があります。

なお、路線バス、コミュニティバスは、令和7(2025)年4月に運行内容の大幅な見直しを行っています。

② 海上交通

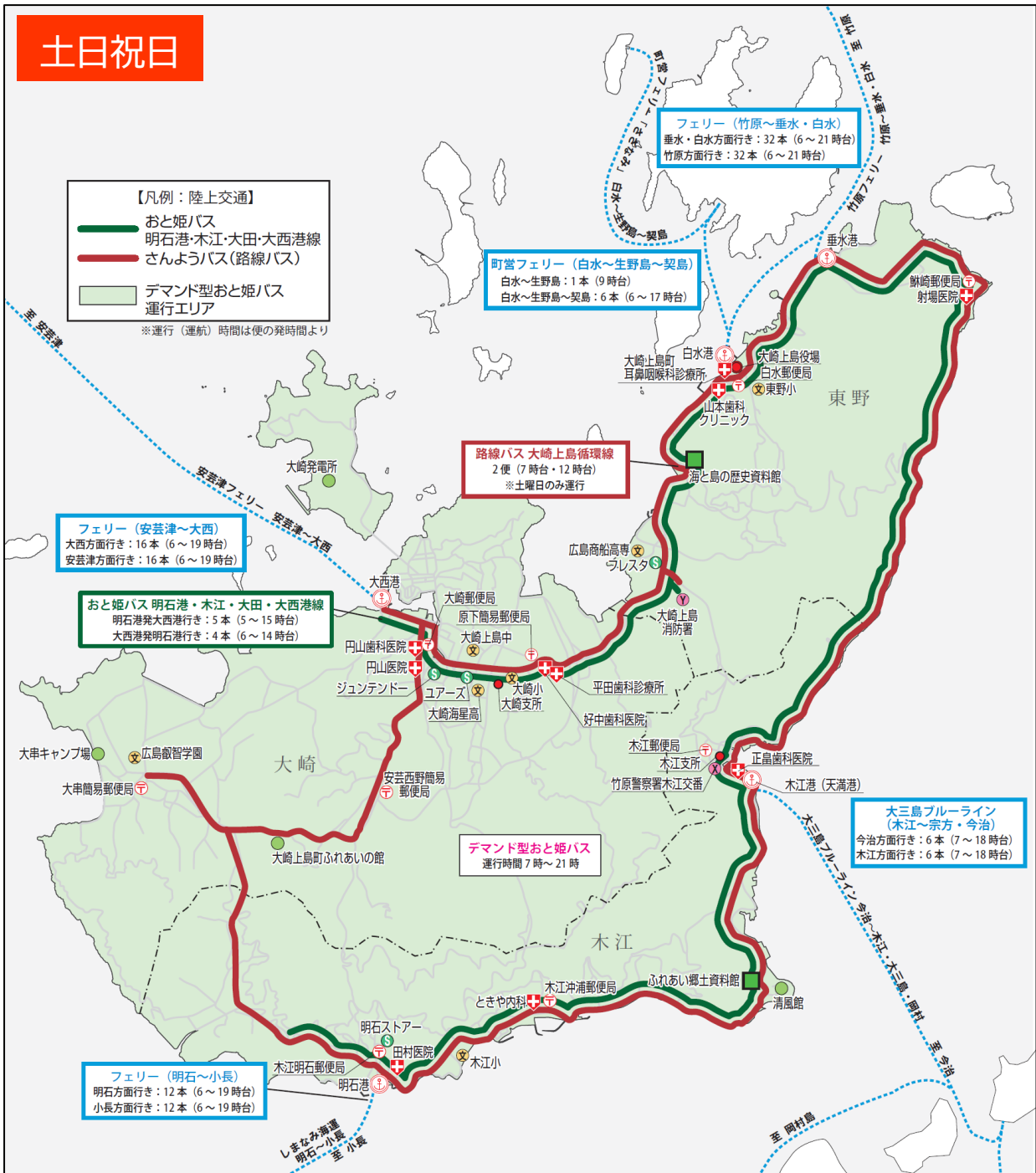
大崎上島町と広島県本土側とのアクセスは、竹原市（竹原港）、東広島市（安芸津港）とフェリーで結ばれています。呉市（小長港）、愛媛県今治市（今治港、宗方港）とのフェリー一便もあります。

また、町内においては、大崎上島（白水港）と生野島（福浦港）を連絡する町営フェリーが運航しています。

表 I.3 大崎上島町の地域公共交通の一覧

種 類		区 間	運行（運航）主体
陸上交通	路線バス（さんようバス）		町内循環 さんようバス株式会社 ※国庫補助（幹線補助）路線
	コミュニティバス （おと姫バス）	デマンド型	大崎上島・長島エリア （区域運行） 大崎上島町
		定時定路線型	明石港～木江 ～大田～大西港 大崎上島町
	タクシー		— おおさきタクシー 東野タクシー
海上交通	フェリー	竹原～垂水・白水	大崎汽船株式会社 山陽商船株式会社
		安芸津～大西	安芸津フェリー株式会社
		明石～小長	しまなみ海運株式会社
		今治～大三島～木江	大三島ブルーライン株式会社
		白水～生野島～契島	大崎上島町

（令和7(2025)年10月1日現在）



(令和8(2026)年4月1日)

図 I.9 土日祝日の地域公共交通の運行(運航)状況

(2) 陸上交通の運行状況

① 路線バス（さんようバス）

a. 運行概要

路線バス（さんようバス）は、島の外周を大きく循環しており、ルートが分かりやすいという特徴を持っています。運行便数は、平日に14便、土曜日は2便です。

また、一部の区間を除き、フリー乗降制を採用しています。

表 I.4 路線バス（さんようバス）の概要

運行概要	大崎上島の外周を大きく循環する定時定路線型の乗合バス。
運行曜日 ・便数	・平日 左回り7便 / 右回り7便 ・土曜日 左回り - / 右回り2便
運賃	大人100円、小人（小学生以下）50円 ※申請は対距離制（110円～550円）であり、運賃差額を町が補填
運営主体	さんようバス株式会社
補助事業 の活用	地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）

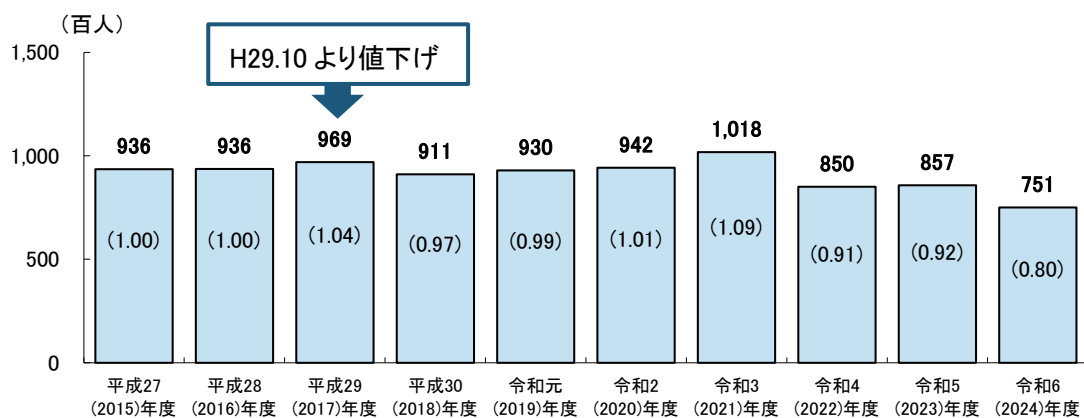
（令和7(2025)年10月1日現在）



図 I.10 路線バス（さんようバス）

b. 利用状況

路線バスの利用者数はほぼ横ばいの傾向にありましたが、令和4(2022)年度に減少に転じ、令和6(2024)年度の利用者数は平成27(2015)年度の8割となっています。



※ () 内は平成27(2015)年度を基準においたときの伸び

※期間：前年10月～当年9月

資料：さんようバス株式会社

図 I.11 路線バス（さんようバス）の利用者数

② コミュニティバス（おと姫バス）

a. 運行概要

a-1. デマンド型おと姫バス

デマンド型おと姫バスは、町民の移動ニーズに対して柔軟に対応する予約方式の乗合サービスです。実証運行を経て、令和 6(2024)年 4 月に本格運行を開始し、さらに令和 7(2025)年 4 月に同時運行していた定時定路線型サービスをデマンド型に集約するとともに、運行内容（運行時間、運賃等）を見直しました。

表 I.5 デマンド型おと姫バスの概要

運行概要	利用される方からの予約に従って運行する乗合バス。 大崎上島町内の港、公共施設、集落付近等に設置している「乗降ポイント（145 箇所）」間で利用できる。
運行時間	・午前 7 時～午後 9 時 （1/1～1/3 は午前 8 時～午後 5 時）
運行曜日	・毎日運行
運行車両	・車両はワゴン車（乗客定員 9 人） ・運行する車両は 4 台（ただし、時間帯によって運行台数は異なる）
運賃	・大人 200 円、小学生以下 100 円 ・未就学児は同伴者 1 人につき 1 人無料 ・障がい者手帳等所持者及び同伴者 100 円
運営主体	大崎上島町
運行事業者	さんようバス株式会社

（令和 7(2025)年 10 月 1 日現在）



図 I.12 コミュニティバス（おと姫バス）

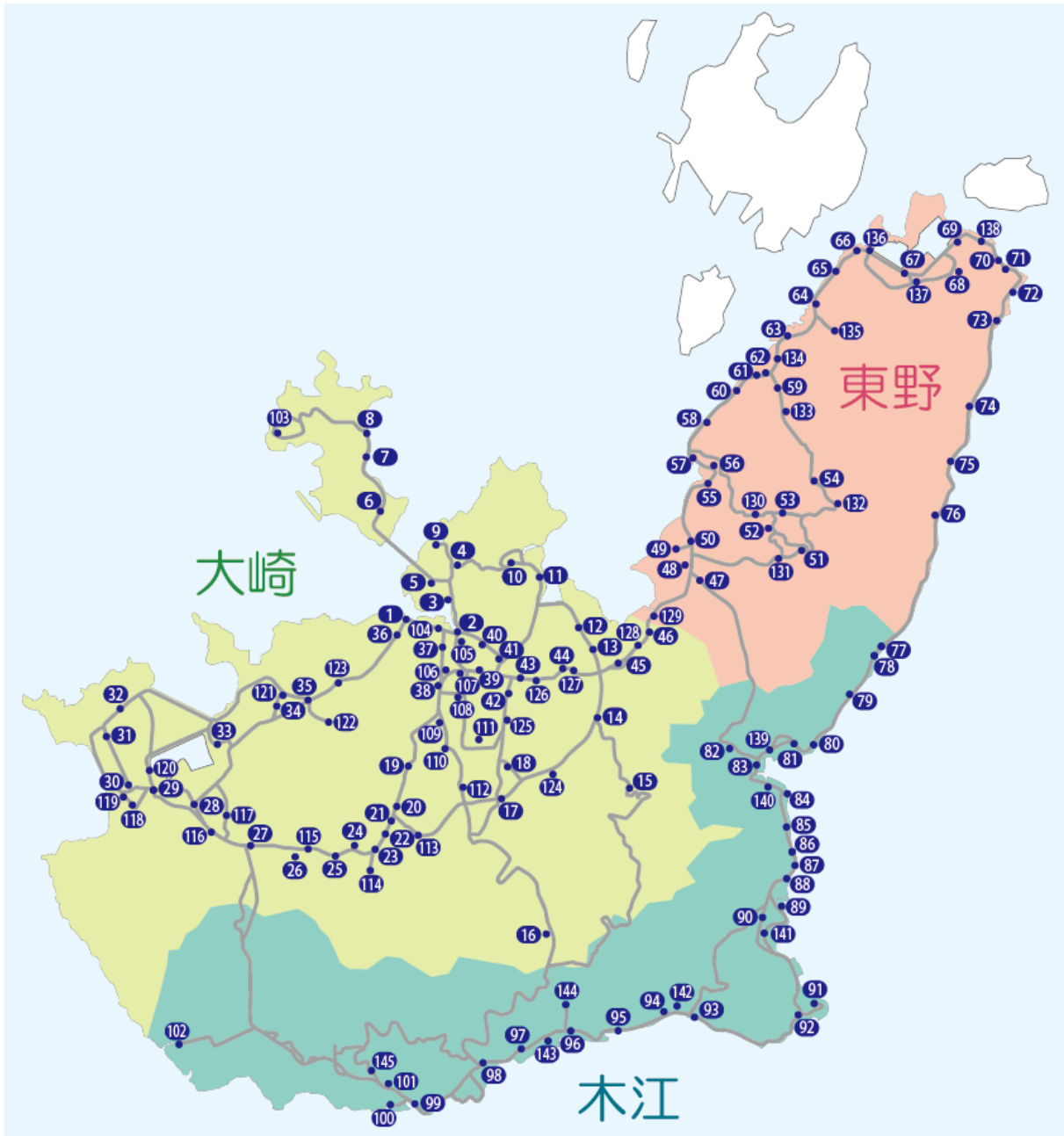


図 I.13 デマンド型おと姫バスの乗降ポイント



図 I.14 デマンド型おと姫バスの利用方法

a-2. 定時定路線型おと姫バス（明石港・木江・大田・大西港線）

大崎上島の明石港から木江、垂水、大田を經由して大西港に至る区間を、平日朝に片側方向1便、土日祝日に両側方向9便が運行する乗合サービスであり、令和7(2025)年4月に運行を開始しました。

定時定路線型での運行であり、一部の区間を除きフリー乗降制を採用しています。

表 I.6 定時定路線型おと姫バスの概要

運行概要	平日の路線バス運行前の朝 5~6 時台の移動を担う乗合バス。 土日祝日は、路線バスの代替としての役割を担う。
運行曜日 ・便数	・平日 1 便 ・土日祝日 9 便
運行車両	・車両はワゴン車（乗客定員 9 人） ・デマンド型と同じ車両
運賃	・大人 200 円、小学生以下 100 円 ・未就学児は同伴者 1 人につき 1 人無料 ・障がい者手帳等所持者及び同伴者 100 円
運営主体	大崎上島町
運行事業者	さんようバス株式会社

(令和7(2025)年10月1日現在)

a-3. コミュニティバス（おと姫バス）見直しの変遷

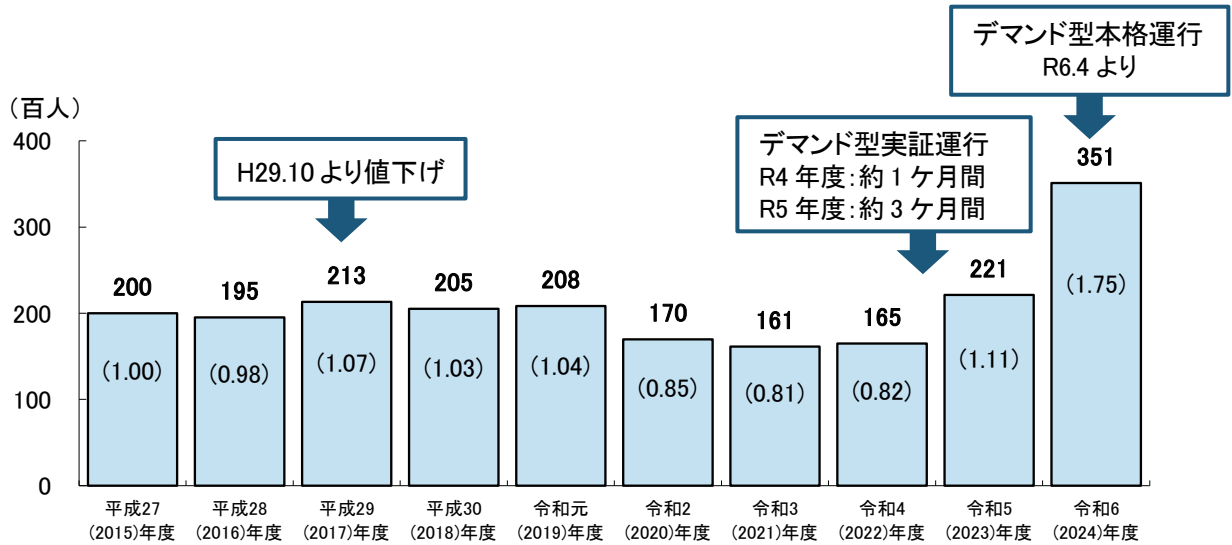
コミュニティバス（おと姫バス）見直しの変遷は下表のとおりです。

表 I.7 おと姫バスの見直しの変遷

平成 17(2005)年 11 月	・おと姫バス運行開始（定時定路線型／運行台数 2 台／大人運賃 200 円）
平成 29(2017)年 4 月	・運賃見直し（大人 200 円から 100 円へ）
令和 4(2022)年 11 月~12 月	・デマンド型の実証運行を実施（運行台数 2 台／乗降ポイント 93 箇所 ／大人運賃 100 円／運行時間 7~18 時） ・従来の定時定路線型 2 台は継続運行
令和 5(2023)年 12 月	・2 度目のデマンド型の実証運行開始（乗降ポイントを 102 箇所に増加） ・従来の定時定路線型 2 台は継続運行
令和 6(2024)年 4 月	・デマンド型の本格運行開始 ・従来の定時定路線型 2 台は継続運行
令和 7(2025)年 4 月	・デマンド型の運行内容見直し（運行台数 4 台／乗降ポイント 145 箇所 ／大人運賃 200 円／運行時間 7~21 時） ・従来の定時定路線型を廃止し、新しい定時定路線型として“明石港・ 木江・大田・大西港線”が運行開始(デマンド型と同一車両で運用)

b. 利用状況

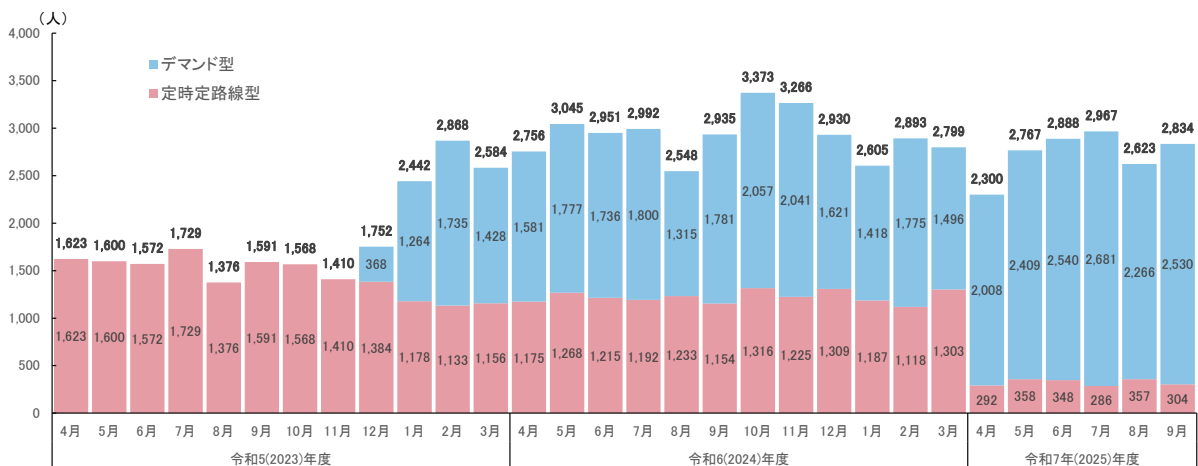
コミュニティバス（おと姫バス）の利用者数はほぼ横ばいの傾向にありましたが、令和2(2020)年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。その後、デマンド型おと姫バスの運行開始を受けて増加に転じ、令和6(2024)年度の利用者数は平成27(2015)年度の1.75倍となっています。



※ () 内は平成27(2015)年度を基準においたときの伸び
資料：大崎上島町

図 I.15 コミュニティバス（おと姫バス）の利用者数

令和7(2025)年度からは、運賃を値上げした上で、デマンド型サービスを拡充し、一方で定時定路線型サービスを縮小する見直しを行っています。



資料：大崎上島町

図 I.16 コミュニティバス（おと姫バス）の月別利用者数

③ タクシー事業者

町内のタクシー事業者数は2社であり、運行車両数は3台と多くありません。さらに、両社ともに乗務員が高齢化しています。

一方で、本町でタクシー事業を行う町外事業者の参入予定は、現状では確認できていません。

④ 福祉目的での移送サービス

本町では、高齢者及び身体障害者等の外出行動を支援するため、「大崎上島町外出支援サービス事業」を実施しています。

a. 大崎上島町外出支援サービス事業の目的

高齢者及び身体障害者等に対して、外出支援サービス事業を実施することにより、当該高齢者等が長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とします。

b. 事業の概要

事業概要は、下表のとおりです。

表 I.8 大崎上島町外出支援サービス事業の概要

利用対象者	町内に住所を有する方で次のいずれかに該当し、家族からの送迎を受けられない方が対象 1 要介護認定、要支援認定を受けている方又は事業対象者で、次のいずれかに該当する方 ア 同居者がいない方 イ 同居者全員が70歳以上の方 ウ 同居者全員が障害をお持ちの方 2 身体障がい者手帳をお持ちの方 3 療育手帳をお持ちの方 4 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
利用回数	原則として1人1週当たり3回まで
車両数	○車いす車 9台(内、軽自動車7台) ○セダン 6台(内、軽自動車5台) 合計 15台(軽自動車12台)
区域ごとの対価の額	○町内 : 600円(片道300円) ○町外(4時間未満利用) : 1,000円+フェリー代・駐車場代等の実費 ○町外(4時間以上利用) : 2,000円+フェリー代・駐車場代等の実費

⑤ スクールバス

本町（教育委員会）では、幼稚園、小学校、中学校における通園・通学を支援するため、スクールバスの運行委託や、通学定期券の交付を実施しています。

スクールバスの運行は、さんようバス(株)、スマイルバス(株)へ委託しています。

表 I.9 スクールバスの概要

大崎上島幼稚園	○木江地区の園児を対象にスクールバスを委託（木江地区の児童同乗）[※] ○その他の地区の園児を対象にスクールバスを委託
大崎小学校	○西野地区の児童を対象にスクールバスを委託
東野小学校	○外表、鮎崎地区の児童は路線バスを利用（教育委員会から定期券交付） ○下校時刻に合った路線バスがない時は、デマンド型おと姫バスを利用 ○土日の学校イベント等で登校があるときは、都度スクールバスを借上げ ○契島の児童はさざなみを利用（教育委員会から定期券交付）
木江小学校	○木江地区の児童を対象にスクールバスを委託（木江地区の幼稚園児同乗）[※]
大崎上島中学校	○東野、木江、沖浦、明石地区の生徒は路線バスを利用（教育委員会から定期券交付） ○下校時刻に合った路線バスがない時は、デマンド型おと姫バスを利用 ○土曜日の部活終わりの生徒用に、中学校→大田間のスクールバスを委託（路線バス 土曜右回り2便に乗れるように） ○土日の学校イベント等で登校があるときは、都度スクールバスを借上げ（路線バスと同じコース）

[※] 同じバス

⑥ その他（買物支援）

大崎上島町商工会では、町民の買物移動等を支援するため、「大崎上島おもてなし隊」の事業を推進しています。

当事業は、趣旨に賛同する会員事業者が、「おもてなし隊」として、町民の店舗への送迎や品物の配送を行う取組です。年に1回（1月1日）、新聞折り込みでチラシを配布して町民への周知を図るとともに、会員事業者には年に1度、継続や新規参入を照会しています。



資料：大崎上島町商工会

図 I.17 「大崎上島おもてなし隊」のチラシ

(3) 海上交通の運航状況

① 竹原～垂水・白水航路

a. 運航概要

竹原～垂水・白水航路は、大崎上島と本土とを結ぶ基軸航路であり、毎日 32 往復の運航が行われています。

表 I.10 竹原～垂水・白水航路の概要

運航状況	運航本数：32 往復 所要時間：約 25 分（竹原～垂水）、約 30 分（竹原～白水）			
運賃 (単位：円)	旅客運賃		自動車航送運賃	
		竹原～ 垂水	白水	
	大人	350	360	
	小人	180	180	
			車両の長さ	
			竹原～垂水・白水	
			3m未満	1,360
			4m未満	1,980
			5m未満	2,670
			6m未満	4,180
			7m未満	5,100
			8m未満	6,740
			9m未満	7,590
			10m未満	8,430
			11m未満	9,270
			12m未満	10,120
			1m増すごとに	1,030
			自転車	130
			原付自転車	125cc以下 280
			自動二輪車	750cc未満 410
				750cc以上 540
運航事業者	大崎汽船株式会社、山陽商船株式会社			

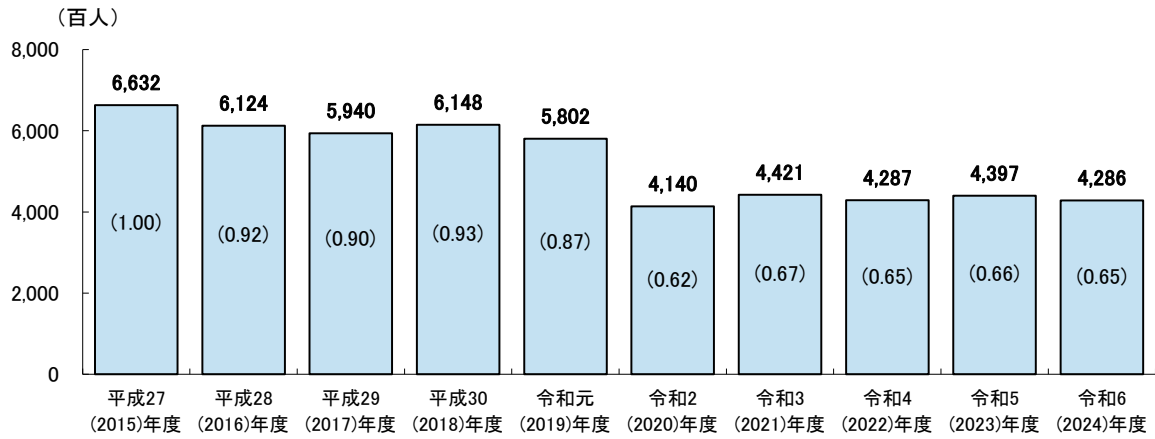
(令和 7(2025)年 10 月 1 日現在)



図 I.18 竹原～垂水・白水航路のフェリー

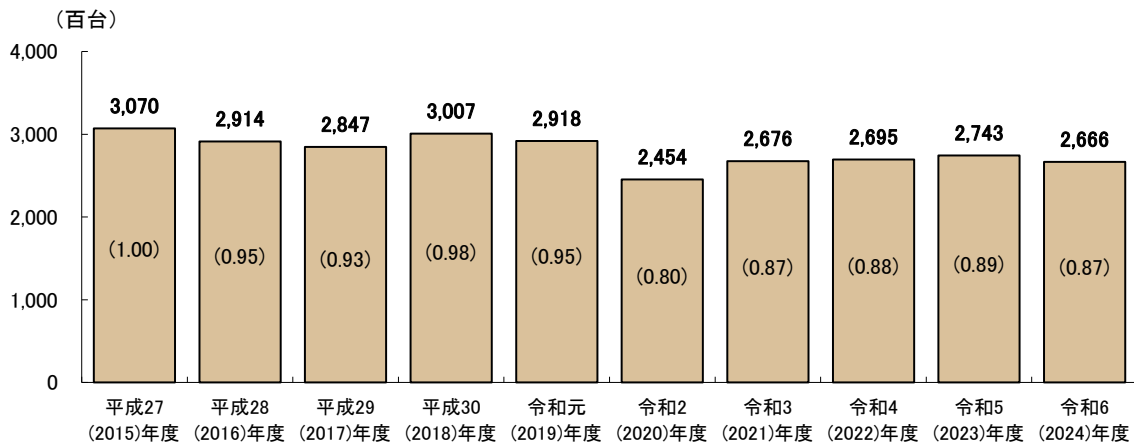
b. 利用状況

旅客数、車両数ともに、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受けて令和2(2020)年度に減少し、その後微増したものの、近年は横ばい傾向が続いています。



※車両のドライバーは含んでいない
 ※ () 内は平成27(2015)年度を基準においたときの伸び
 ※期間：4月～翌年3月
 資料：大崎汽船株式会社、山陽商船株式会社

図 I.19 竹原～垂水・白水航路の旅客数



※ () 内は平成27(2015)年度を基準においたときの伸び
 ※期間：4月～翌年3月
 資料：大崎汽船株式会社、山陽商船株式会社

図 I.20 竹原～垂水・白水航路の車両数

② 安芸津～大西航路

a. 運航概要

安芸津～大西航路は、大崎上島と東広島市（安芸津港）とを 35 分で結ぶ航路です。毎日 16 往復の運航が行われています。

表 I.11 安芸津～大西航路の概要

運航状況	運航本数：16 往復 所要時間：約 35 分（安芸津～大西）										
運賃 (単位：円)	<u>旅客運賃</u>		<u>自動車航送運賃</u>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">安芸津</th> <th rowspan="3">大西</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>		安芸津		大西	大人	390	小人	200	車両の長さ	安芸津～大西
	安芸津		大西								
	大人	390									
	小人	200									
			3m未満	1,360							
			4m未満	1,980							
			5m未満	2,670							
			6m未満	4,180							
			7m未満	5,100							
		8m未満	6,740								
		9m未満	7,590								
		10m未満	8,430								
		11m未満	9,270								
		12m未満	10,120								
		1m増すごとに	1,030								
		自転車	130								
		原付自転車	125cc以下 280								
		自動二輪車	750cc未満 410								
			750cc以上 540								
運航事業者	安芸津フェリー株式会社										

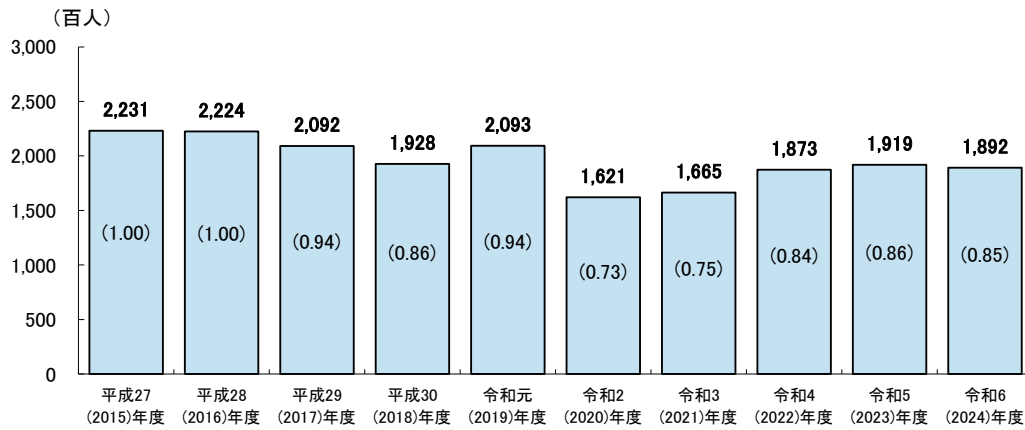
(令和 7(2025)年 10 月 1 日現在)



図 I.21 安芸津～大西航路のフェリー

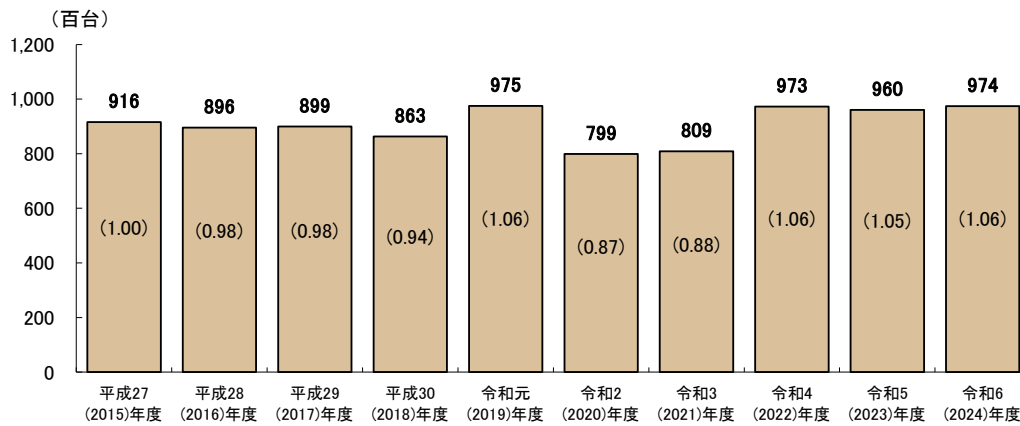
b. 利用状況

旅客数、車両数ともに、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受けて令和2(2020)年度に減少し、その後微増したものの、近年は横ばい傾向が続いています。



※車両のドライバーは含んでいない
 ※ () 内は平成27(2015)年度を基準においたときの伸び
 ※期間：前年10月～当年9月
 資料：安芸津フェリー株式会社

図 I.22 安芸津～大西航路の旅客数



※ () 内は平成27(2015)年度を基準においたときの伸び
 ※期間：前年10月～当年9月
 資料：安芸津フェリー株式会社

図 I.23 安芸津～大西航路の車両数

③ 明石～小長航路

a. 運航概要

明石～小長航路は、大崎上島と呉市の大崎下島とを結ぶ航路です。

高速船（竹原～大崎上島～大長）の運航休止に伴い、令和 7(2025)年 4 月に増便を行い、毎日 12 往復の運航が行われています。

表 I.12 明石～小長航路の概要

運航状況	運航本数：12 往復 所要時間：約 13 分（明石～小長）																																						
運賃 (単位：円)	旅客運賃		自動車航送運賃																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">明石</th> <th rowspan="3">小長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>	明石		小長	大人	370	小人	190	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車長</th> <th>明石～小長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3m未満</td><td>1,560</td></tr> <tr><td>3m～4m</td><td>1,670</td></tr> <tr><td>4m～5m</td><td>2,470</td></tr> <tr><td>5m～6m</td><td>3,270</td></tr> <tr><td>6m～7m</td><td>3,890</td></tr> <tr><td>7m～8m</td><td>5,190</td></tr> <tr><td>8m～9m</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>9m～10m</td><td>6,420</td></tr> <tr><td>10m～11m</td><td>7,030</td></tr> <tr><td>11m～12m</td><td>7,650</td></tr> <tr><td>1m増すごとに</td><td>1,290</td></tr> <tr><td>自転車</td><td>170</td></tr> <tr><td>原付自転車</td><td>125cc以下 360</td></tr> <tr><td rowspan="2">自動二輪車</td><td>750cc未満 470</td></tr> <tr><td>750cc以上 600</td></tr> </tbody> </table>	車長	明石～小長	3m未満	1,560	3m～4m	1,670	4m～5m	2,470	5m～6m	3,270	6m～7m	3,890	7m～8m	5,190	8m～9m	5,800	9m～10m	6,420	10m～11m	7,030	11m～12m	7,650	1m増すごとに	1,290	自転車	170	原付自転車	125cc以下 360	自動二輪車	750cc未満 470
明石		小長																																					
大人	370																																						
小人	190																																						
車長	明石～小長																																						
3m未満	1,560																																						
3m～4m	1,670																																						
4m～5m	2,470																																						
5m～6m	3,270																																						
6m～7m	3,890																																						
7m～8m	5,190																																						
8m～9m	5,800																																						
9m～10m	6,420																																						
10m～11m	7,030																																						
11m～12m	7,650																																						
1m増すごとに	1,290																																						
自転車	170																																						
原付自転車	125cc以下 360																																						
自動二輪車	750cc未満 470																																						
	750cc以上 600																																						
運航事業者	しまなみ海運株式会社																																						

(令和 7(2025)年 10 月 1 日現在)



図 I.24 明石～小長航路のフェリー

b. 利用状況

明石～小長間の旅客数は年々減少する傾向にあり、車両数も同様に減少しています。

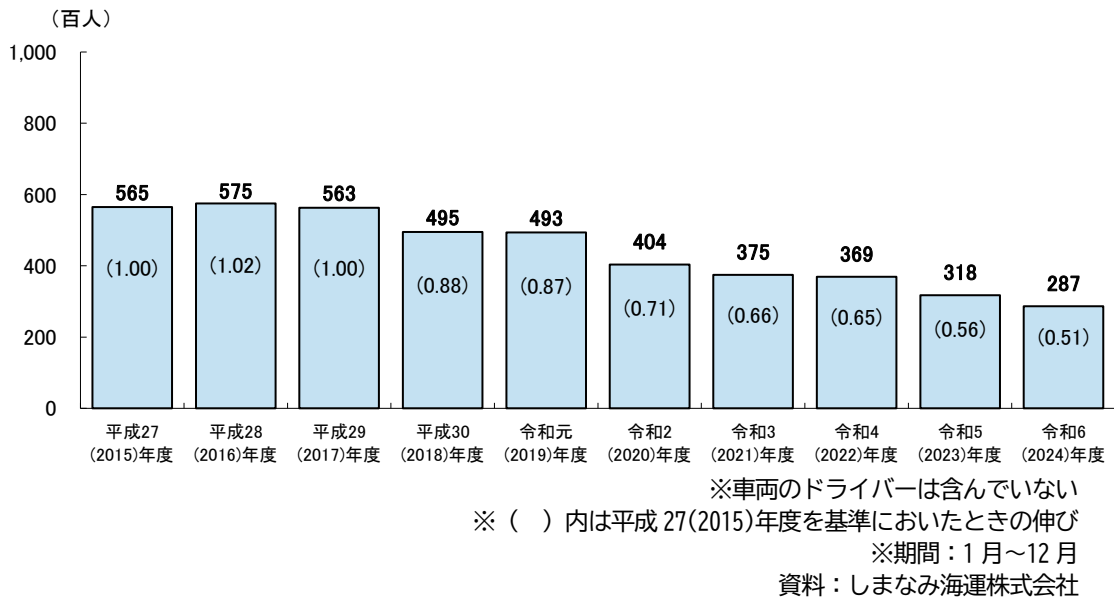


図 I. 25 明石～小長航路の旅客数

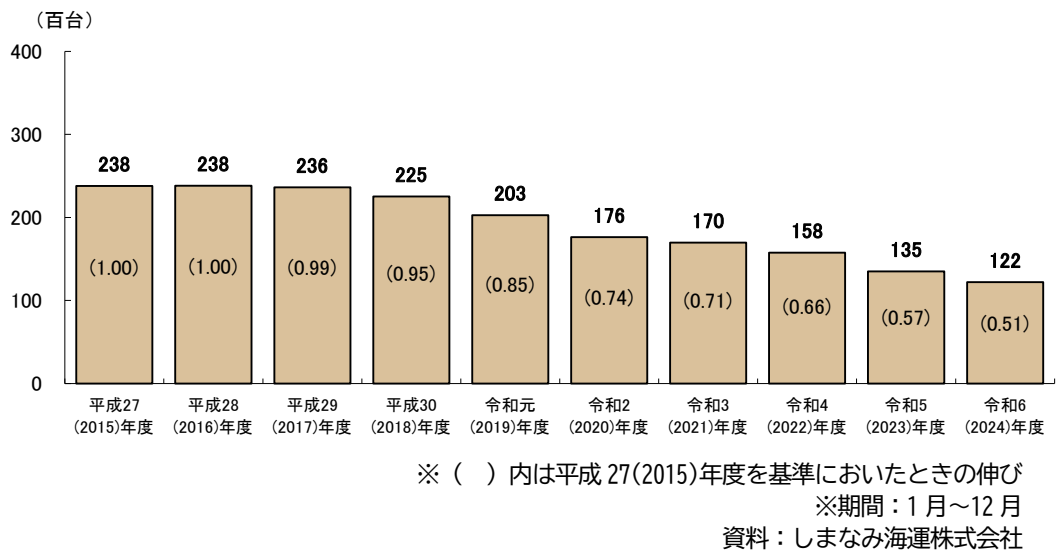


図 I. 26 明石～小長航路の車両数

④ 今治～大三島～木江航路

a. 運航概要

今治～大三島～木江航路は、大崎上島町と愛媛県の大三島、今治港とを結ぶ航路です。

利用状況の低迷に伴い、平成 24 年 10 月に航路が大幅に見直されたとともに、快速船による航路も廃止され、現在はフェリーのみで運航が行われています。

表 I.13 今治～大三島～木江航路の概要

運航状況	運航本数： 2 往復（木江～今治） 4 往復（木江～大三島（宗方））※ ※一部の便は今治市営旅客線と乗継ぎ今治に連絡 所要時間：約 70 分（木江～今治）																																																																				
	運賃 (単位：円)																																																																				
旅客運賃																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>今治～宗方</th> <th>今治～木江</th> <th>宗方～木江</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>760</td> <td>980</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>380</td> <td>490</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table>			今治～宗方	今治～木江	宗方～木江	大人	760	980	270	小人	380	490	140																																																								
	今治～宗方	今治～木江	宗方～木江																																																																		
大人	760	980	270																																																																		
小人	380	490	140																																																																		
自動車航送運賃																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間 車長</th> <th>今治～宗方</th> <th>今治～木江</th> <th>宗方～木江</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3m未満</td><td>1,470</td><td>2,620</td><td>1,310</td></tr> <tr><td>3m～4m</td><td>1,570</td><td>3,130</td><td>1,580</td></tr> <tr><td>4m～5m</td><td>1,880</td><td>4,050</td><td>2,170</td></tr> <tr><td>5m～6m</td><td>2,830</td><td>5,180</td><td>2,640</td></tr> <tr><td>6m～7m</td><td>3,040</td><td>5,940</td><td>3,230</td></tr> <tr><td>7m～8m</td><td>3,880</td><td>7,200</td><td>3,750</td></tr> <tr><td>8m～9m</td><td>4,080</td><td>8,040</td><td>4,340</td></tr> <tr><td>9m～10m</td><td>4,500</td><td>9,020</td><td>5,140</td></tr> <tr><td>10m～11m</td><td>5,030</td><td>9,440</td><td>5,630</td></tr> <tr><td>11m～12m</td><td>6,080</td><td>10,450</td><td>6,340</td></tr> <tr><td>1m増やすごとに</td><td>730</td><td>1,000</td><td>710</td></tr> <tr><td>自転車</td><td colspan="3">250</td></tr> <tr><td>原付自転車</td><td colspan="3">500</td></tr> <tr><td>自動二輪車</td><td colspan="3">750cc未満</td></tr> <tr><td></td><td colspan="3">750cc以上</td></tr> <tr><td></td><td colspan="3">1,010</td></tr> </tbody> </table>		区間 車長	今治～宗方	今治～木江	宗方～木江	3m未満	1,470	2,620	1,310	3m～4m	1,570	3,130	1,580	4m～5m	1,880	4,050	2,170	5m～6m	2,830	5,180	2,640	6m～7m	3,040	5,940	3,230	7m～8m	3,880	7,200	3,750	8m～9m	4,080	8,040	4,340	9m～10m	4,500	9,020	5,140	10m～11m	5,030	9,440	5,630	11m～12m	6,080	10,450	6,340	1m増やすごとに	730	1,000	710	自転車	250			原付自転車	500			自動二輪車	750cc未満				750cc以上				1,010		
区間 車長	今治～宗方	今治～木江	宗方～木江																																																																		
3m未満	1,470	2,620	1,310																																																																		
3m～4m	1,570	3,130	1,580																																																																		
4m～5m	1,880	4,050	2,170																																																																		
5m～6m	2,830	5,180	2,640																																																																		
6m～7m	3,040	5,940	3,230																																																																		
7m～8m	3,880	7,200	3,750																																																																		
8m～9m	4,080	8,040	4,340																																																																		
9m～10m	4,500	9,020	5,140																																																																		
10m～11m	5,030	9,440	5,630																																																																		
11m～12m	6,080	10,450	6,340																																																																		
1m増やすごとに	730	1,000	710																																																																		
自転車	250																																																																				
原付自転車	500																																																																				
自動二輪車	750cc未満																																																																				
	750cc以上																																																																				
	1,010																																																																				
運航事業者	大三島ブルーライン株式会社																																																																				

(令和 7(2025)年 10 月 1 日現在)



図 I.27 今治～大三島～木江航路のフェリー

b. 利用状況

旅客数、車両数ともに、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受けて令和2(2020)年度、令和3(2021)年度に減少しましたが、その後微増し、近年は横ばい傾向が続いています。

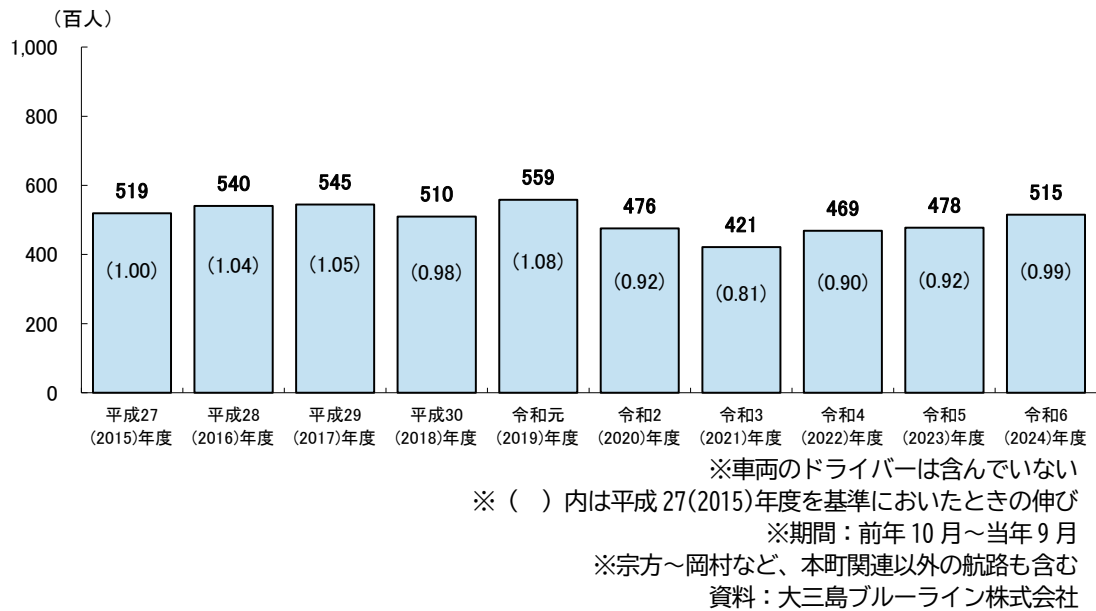


図 I. 28 今治～大三島～木江航路の旅客数

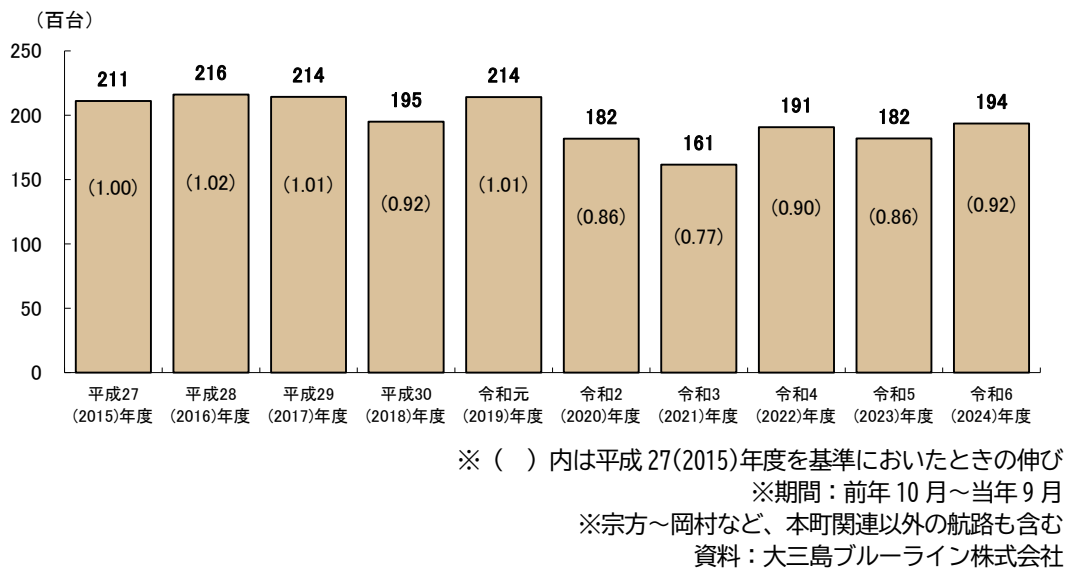


図 I. 29 今治～大三島～木江航路の車両数

⑤ 町営フェリー「さざなみ」

a. 運航概要

町営フェリー「さざなみ」は、白水～生野島～契島を結ぶ航路であり、1日に7往復しています。

表 I.14 町営フェリー「さざなみ」航路の概要

運航状況	運航本数：7往復 所要時間：約35分（白水～生野島～契島）			
運賃 (単位：円)	旅客運賃			
		白水～生野島	生野島～契島	白水～契島
	大人	120	180	290
	小人	60	90	150
	自動車航送運賃			
	車両の長さ	白水～生野島	生野島～契島	白水～契島
	3m未満	480	600	850
	4m未満	740	860	1,220
	5m未満	980	1,230	1,720
	6m未満	1,230	1,600	2,330
7m未満	1,600	2,090	3,080	
1m増すごとに	360	490	750	
自転車	50			
原付自転車	100			
自動二輪車	125から750cc未満		150	
	750cc以上		210	
運航主体	大崎上島町			

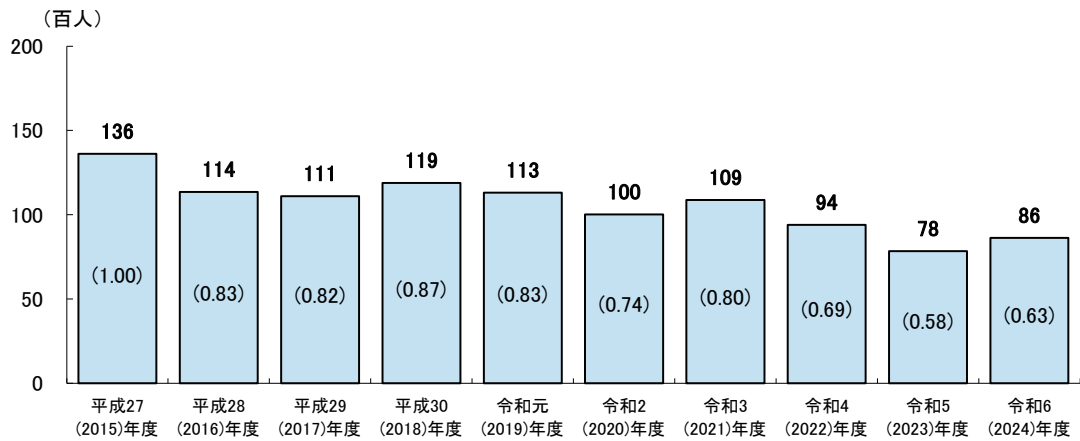
(令和7(2025)年10月1日現在)



図 I.30 町営フェリー「さざなみ」

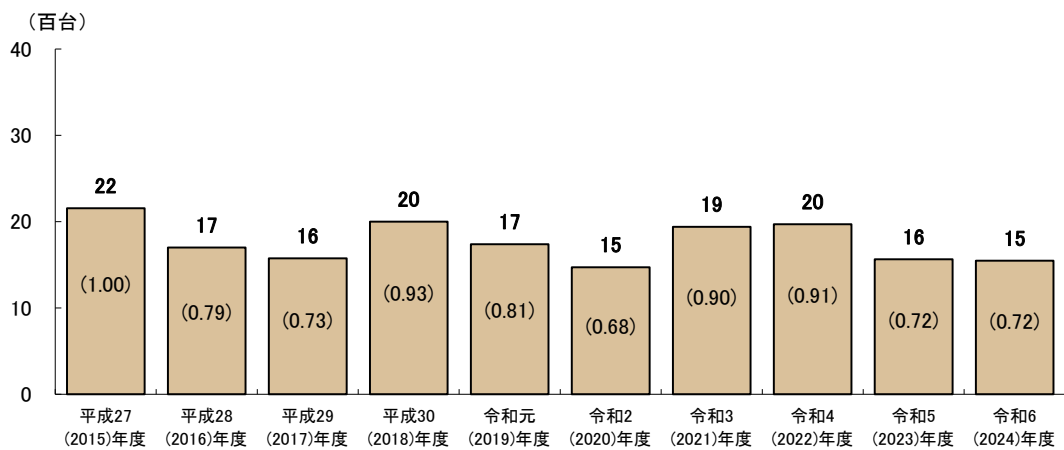
b. 利用状況

旅客数は年々減少する傾向にあります。車両数は、年度により増減があるものの、概ね横ばい傾向といえます。



※車両のドライバーは含んでいない
 ※ () 内は平成 27(2015)年度を基準においたときの伸び
 ※期間：前年 10 月～当年 9 月
 資料：大崎上島町

図 I. 31 町営フェリー「さざなみ」の旅客数



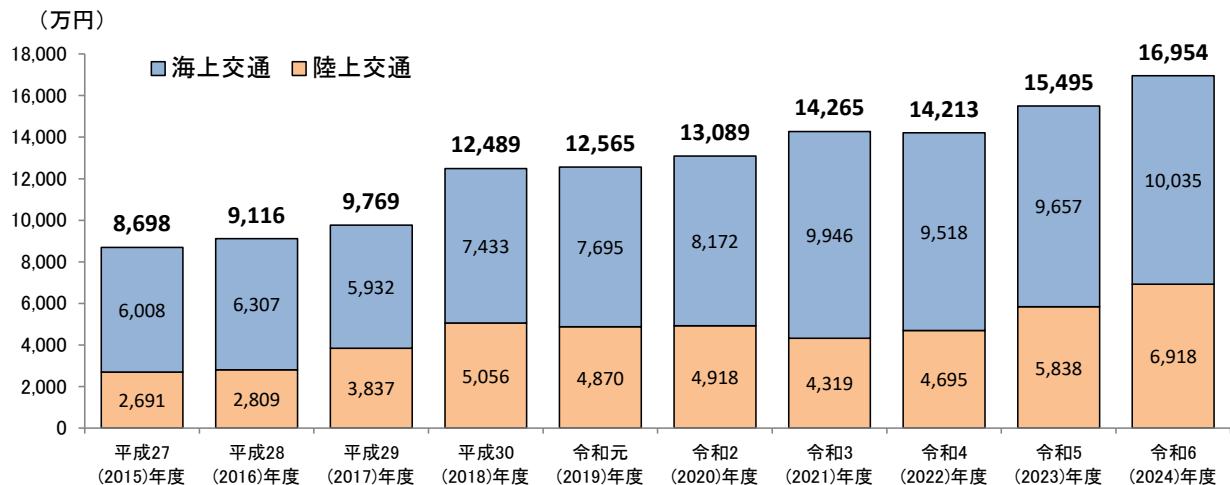
※ () 内は平成 27(2015)年度を基準においたときの伸び
 ※期間：前年 10 月～当年 9 月
 資料：大崎上島町

図 I. 32 町営フェリー「さざなみ」の車両数

5. 本町の地域公共交通関連の負担額

地域公共交通（陸上交通及び海上交通）を維持するための本町の負担額は、年々増加しており、令和6(2024)年度は16,954万円です。

負担額が増加した主な要因としては、平成29(2017)年度からのバス運賃値下げに伴う収益の減少、また、地域公共交通全般での利用者数の減少や燃料等のコスト上昇などが挙げられます。



※四捨五入の関係により合計値が合わない場合がある

※県補助等は除いている

※竹原フェリーバス欠損額負担金は除いている

資料：大崎上島町

図 I.33 地域公共交通関連の負担額

表 I.15 地域公共交通関連の負担額

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
安芸津フェリー	0	0	0	0	0	3,381,250	2,998,500	0	1,666,750	2,056,750
大三島ブルーライン	7,504,000	5,506,000	5,130,000	5,735,000	6,908,000	7,866,000	15,032,000	17,635,000	19,006,000	16,755,000
町営フェリーさざなみ	15,653,225	20,602,583	17,250,537	31,591,624	30,044,366	26,220,484	27,524,166	23,954,189	20,529,347	22,584,856
高速船	36,919,741	36,962,026	36,939,795	37,000,000	40,000,000	44,248,832	53,905,481	53,595,123	55,364,164	58,955,586
コミュニティバス (おと姫バス)	24,243,400	23,725,000	24,961,000	29,000,000	29,265,153	28,081,877	28,124,497	28,108,237	39,546,777	48,093,507
さんようバス	2,662,495	4,363,043	13,406,899	21,558,616	19,436,910	21,093,772	15,070,220	18,840,033	18,835,155	21,089,817
合計	86,982,861	91,158,652	97,688,231	124,885,240	125,654,429	130,892,215	142,654,864	142,132,582	154,948,193	169,535,516

※町営フェリーの新造船負担（平成26年度）及び竹原フェリーバス欠損額負担金は除いている

資料：大崎上島町

II 計画検討の経緯

1. 大崎上島町公共交通連携協議会の開催状況（令和7(2025)年度）

表 II.1 協議会の開催状況

回	開催日時	主な協議内容
第47回	令和7年6月2日（月） 13：30～	現行の大崎上島町地域公共交通計画の計画期間終了に伴い、今年度、新たに地域公共交通計画を策定することについて承認を得る。
第48回	令和7年11月4日（火） 13：30～	大崎上島町地域公共交通計画（第2期）における「地域公共交通体系づくりの基本方針」に係る協議を実施し、承認を得る。
第49回	令和8年1月23日（金） 13：30～	計画策定のための町民アンケート調査結果、及び大崎上島町地域公共交通計画（第2期）素案について意見照会を行うとともに、承認を得る。
第50回	令和8年3月13日（金） 13：30～	(開催後に掲載)

2. アンケート及びヒアリング調査の実施概要

(1) 町民アンケート調査

町民の生活交通の利用実態や地域公共交通に係るニーズ、意見等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

表 II.2 町民アンケート調査の実施概要

調査対象	全世帯 (3,233 件) を対象 (15 歳以上の方に回答を依頼)
配布方法	自治会経由で各戸配布
回答方法	紙面回答 (郵送・役場本庁・各支所窓口にて回収) または WEB 回答
回答締切日	令和 7(2025)年 9 月 26 日 (金)
有効回収	1,091 件 (回収率: 32.9%)

(2) 交通事業者ヒアリング調査

本町に関連した地域公共交通を運行 (運航) している交通事業者より、利用者の動向や今後の課題等の把握を目的として、ヒアリング調査を実施した。

表 II.3 交通事業者ヒアリング調査の実施概要

日付	聞き取り先
令和 7(2025)年 12 月 1 日	安芸津フェリー株式会社
〃	大三島ブルーライン株式会社
〃	しまなみ海運株式会社
令和 7(2025)年 12 月 11 日	さんようバス株式会社
〃	大崎汽船株式会社、 山陽商船株式会社

III 町民アンケート結果概要

1. 町内でよく利用する交通手段

町民がよく利用する島内の交通手段で最も多いものは、「車（自分で運転）」であり、回答者の約8割を占めています。

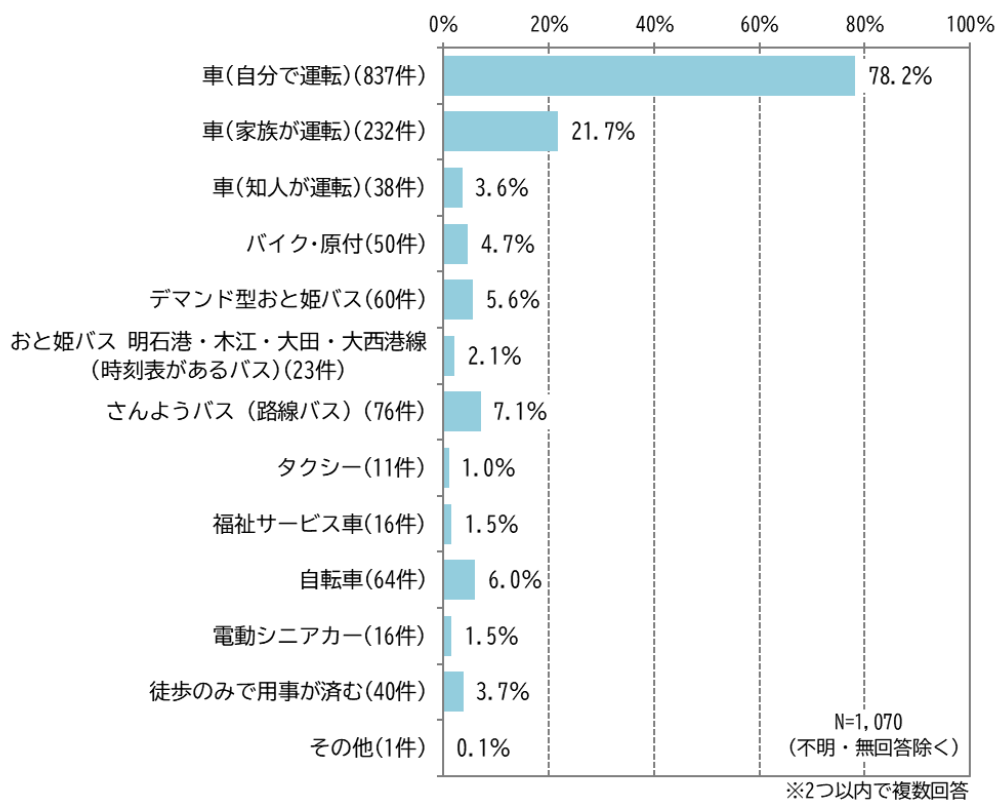


図 III.1 よく利用する島内の交通手段

2. 将来の交通手段への不安

将来の外出時の交通手段に『不安』を感じている人は回答者の8割以上を占め、その多くが高齢になり自分で自動車が運転できなくなる状況に対して不安を感じているようです。また、バスや船のサービス水準低下・廃止を危惧している人も比較的多いです。

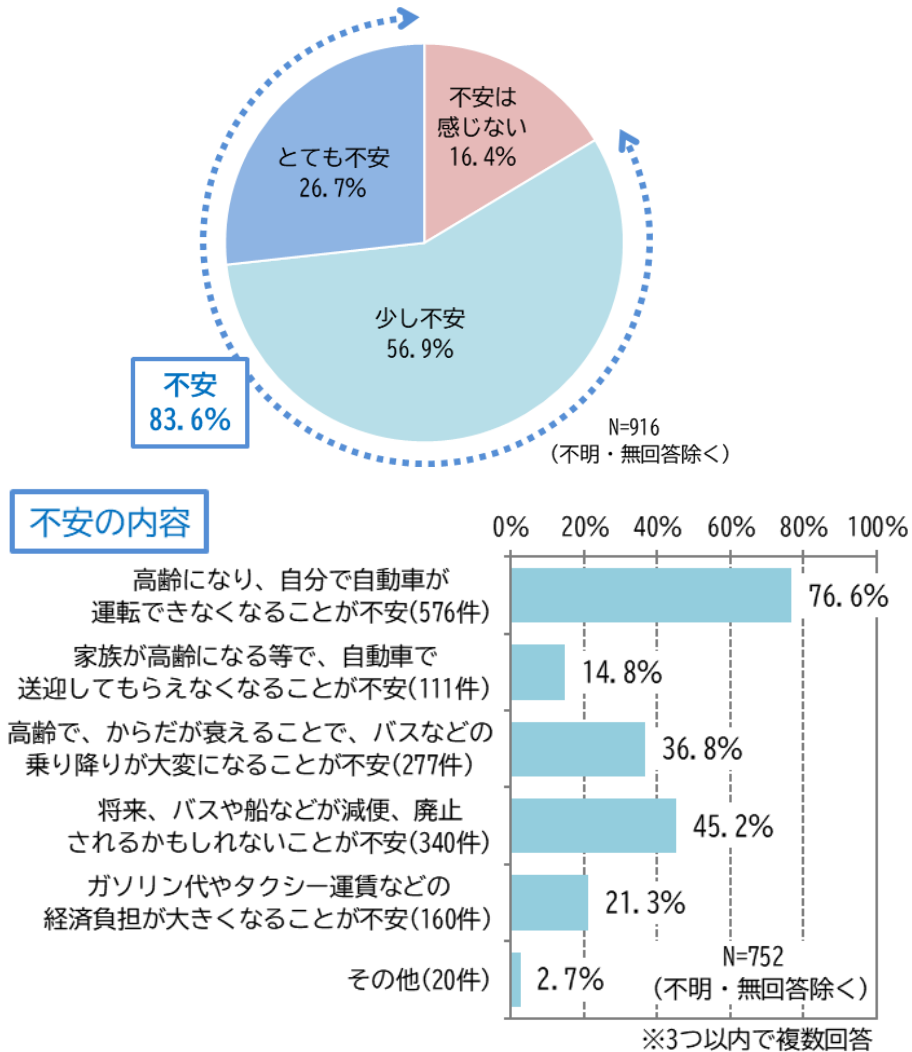


図 III.2 将来の交通手段への不安

前回実施した令和2(2020)年度調査結果と比較すると、「とても不安」を感じる割合は若干低くなっています。

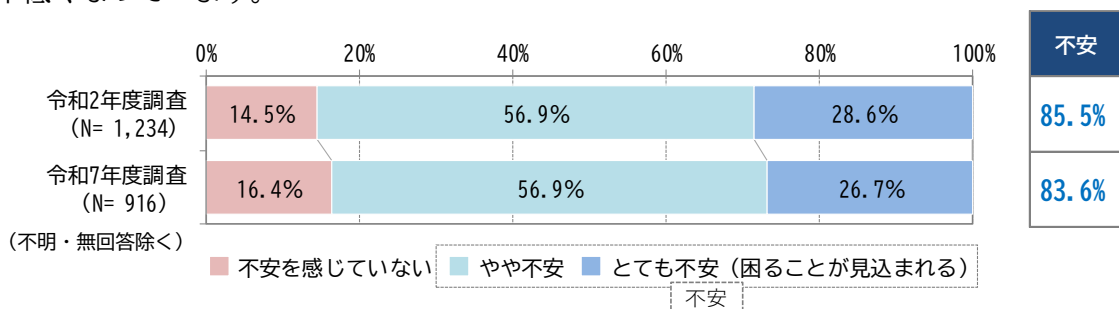


図 III.3 将来の交通手段への不安 [経年比較]

3. 交通手段別の利用状況と満足度

(1) 町内のバス

町内のバス（デマンド型、路線バス）を利用している人は約 26%で、デマンド型おと姫バスとさんようバスの利用割合は同程度です。

年代別では 80 歳以上の利用が多く、約 4 割の方が利用しています。

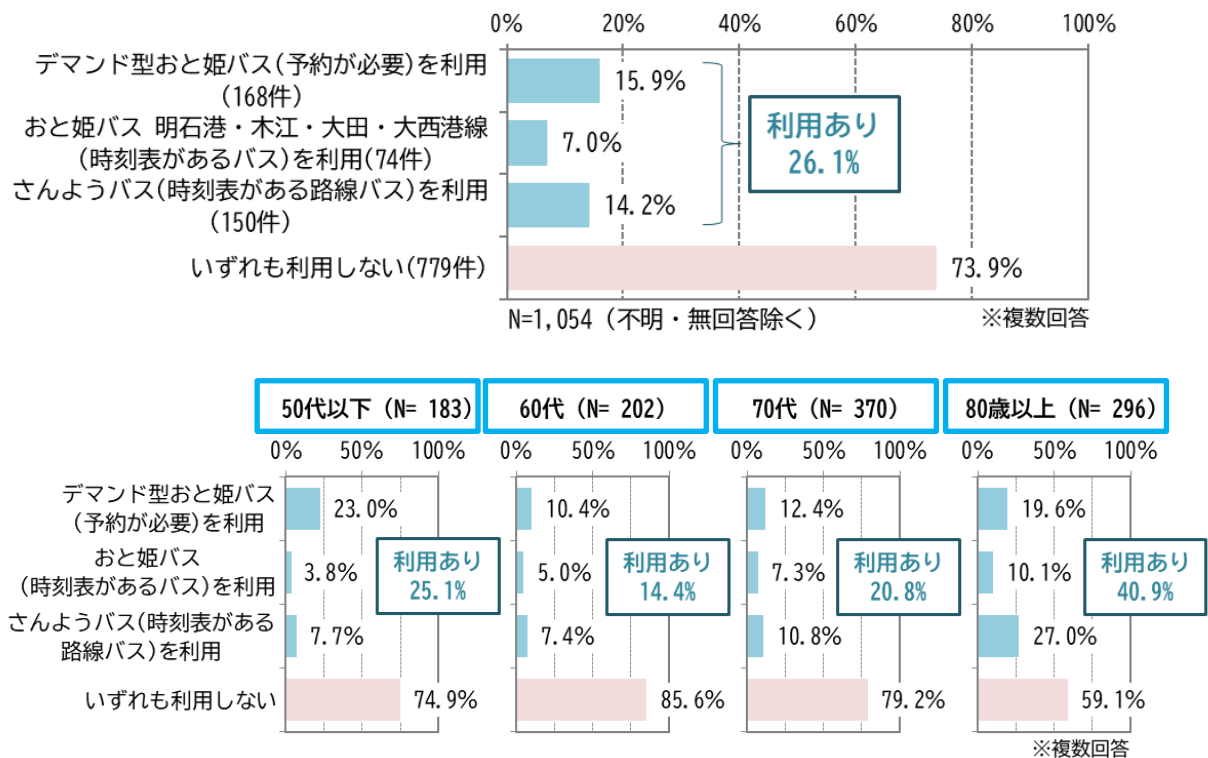


図 III.4 町内のバスの利用状況

前回実施した令和 2(2020)年度調査結果と比較すると、町内のバスを利用している人の割合はやや高くなっており、デマンド型バスの導入による影響が考えられます。

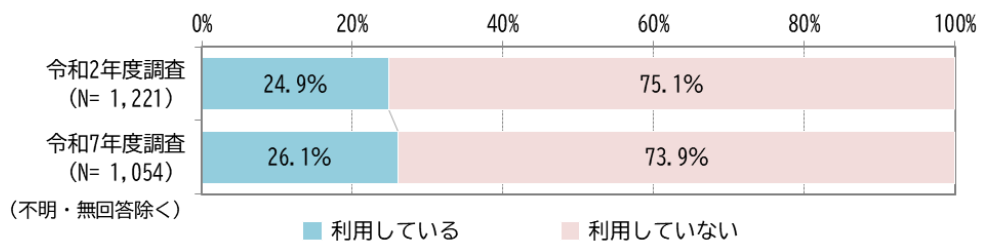


図 III.5 町内のバスの利用状況 [経年比較]

町内のバス利用者の満足度をみると、デマンド型おと姫バスでは約64%が『満足』と回答しており、『不満』の約36%を大きく上回っています。

また、時刻表のある定時定路線型（おと姫バス、さんようバス）でも、『満足』の割合が『不満』を上回っています。

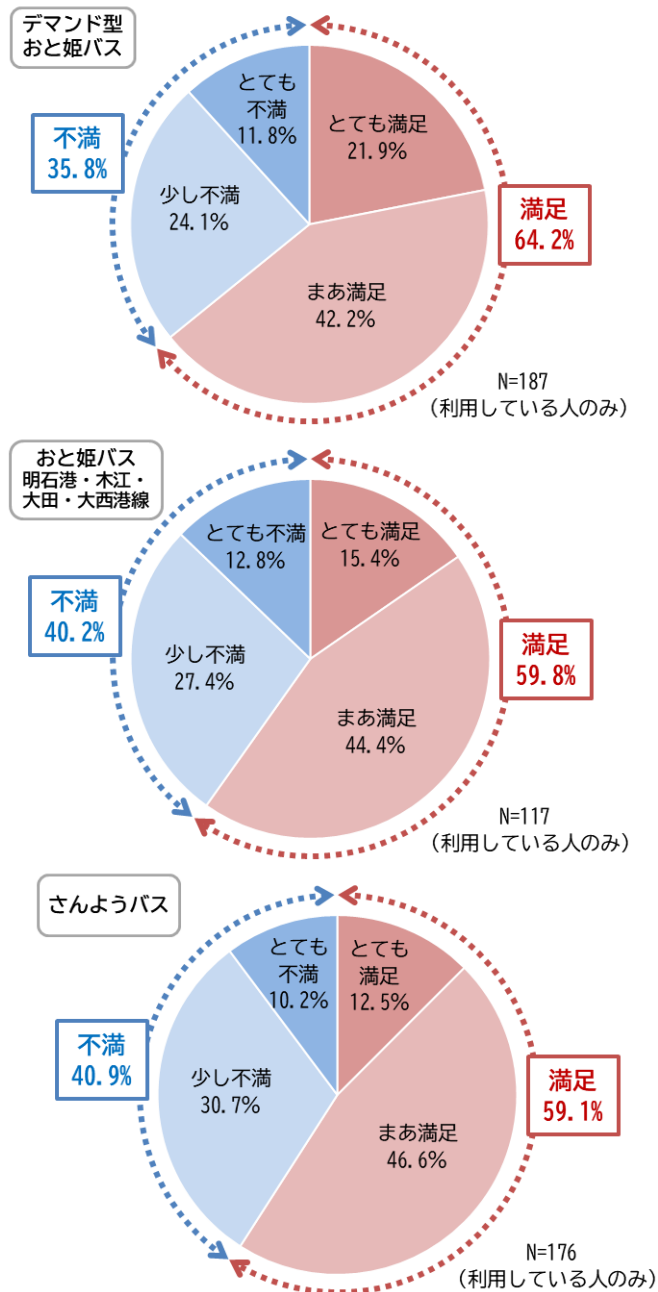


図 III.6 町内のバスの満足度

町内のバスを不満に思うことは、「フェリーとバスとの接続」が約46%、「デマンド型の予約がとれない」と「ルートやダイヤ」が約4割と多くなっています。

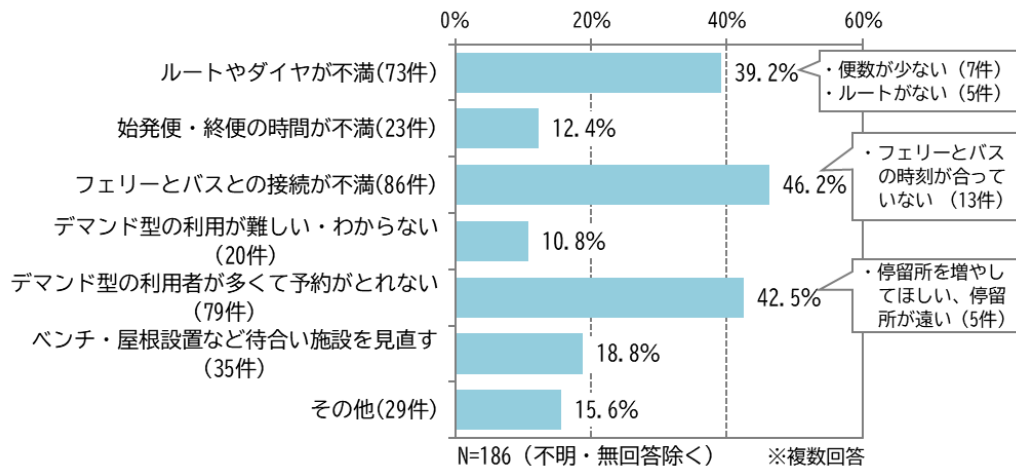


図 III.7 町内のバスへの不満

(2) 町内のタクシー

町内のタクシーの利用頻度をみると、「利用しない」が約9割を占めており、利用が多くないことがわかります。

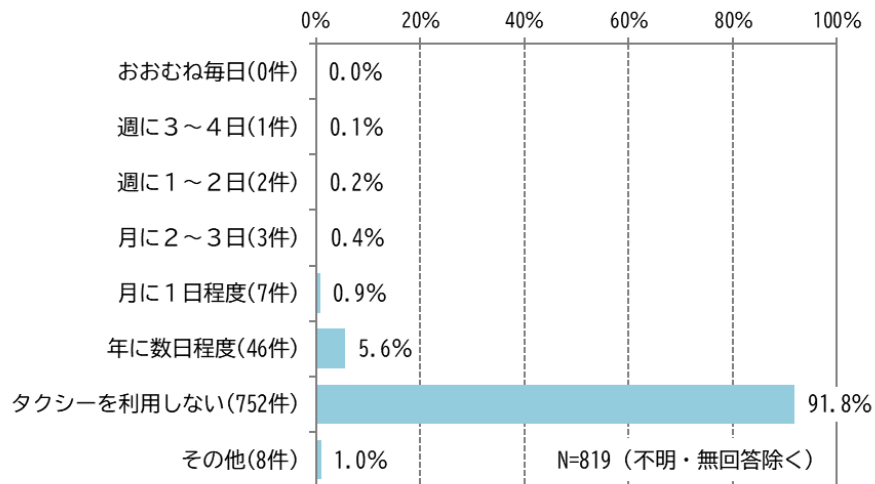


図 III.8 町内のタクシーの利用頻度

(3) 町外へのフェリー

町外へのフェリーの利用頻度は、「月に2～3日」が利用者の約4割を占めています。週に1日以上利用する割合は約1割となっています。

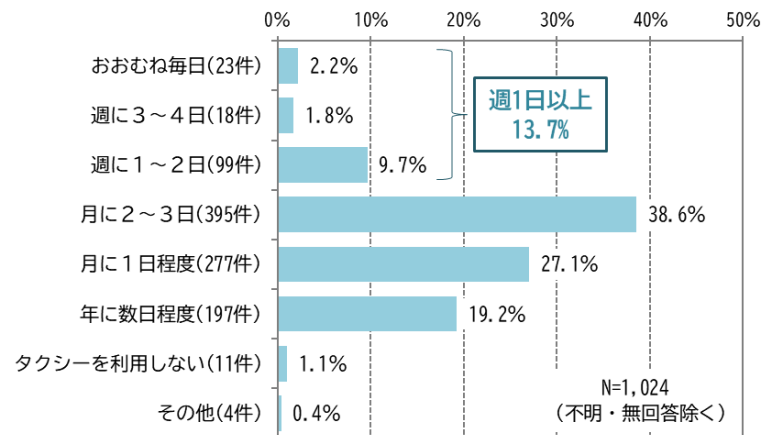


図 III.9 町外へのフェリーの利用頻度

町外へのフェリー利用者の満足度をみると、約65%が『満足』と回答しており、「不満」を大きく上回っています。

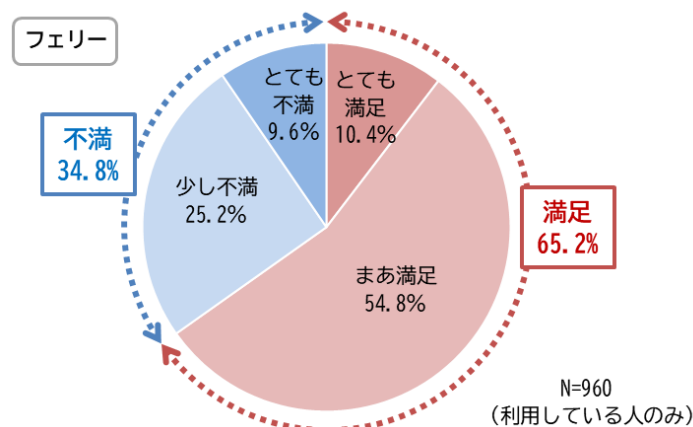


図 III.10 町外へのフェリーの満足度

町外へのフェリーを不満に思うことは、「料金」が5割を上回り多くなっています。

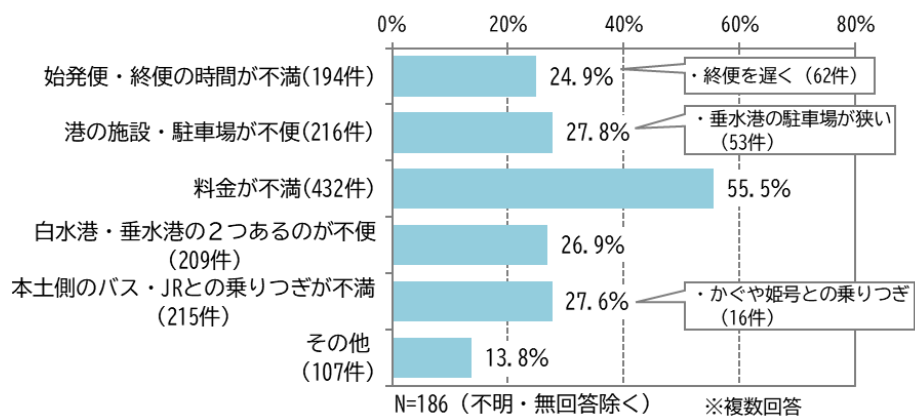


図 III.11 町外へのフェリーへの不満

4. 令和7年4月の地域公共交通見直しについて

令和7(2025)年4月に行った地域公共交通の見直しにより「良くなった」とする回答は、「悪くなった」を上回っています。

ただし、「見直しを知らない」(約4割)、「変わらない」(約2割)と回答した割合の方が高くなっています。

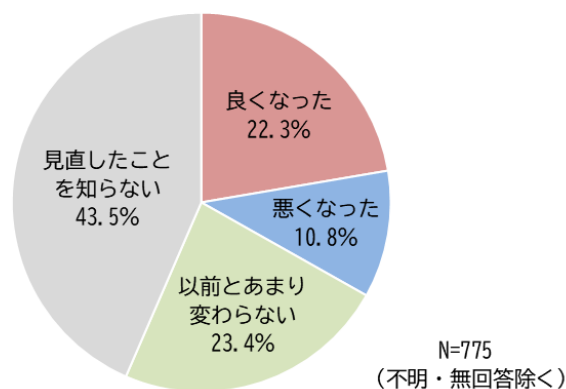


図 III.12 地域公共交通見直しへの感想

5. フェリー営業時間外の予約式航路サービス導入について

フェリーの営業時間外に予約式航路サービスが導入された場合、『利用意向あり』の割合は5割弱となっています。

また、利用意向があると回答した人が1乗船あたり支払える運賃(大人・1名)は、1,000~1,500円が約45%を占めています。

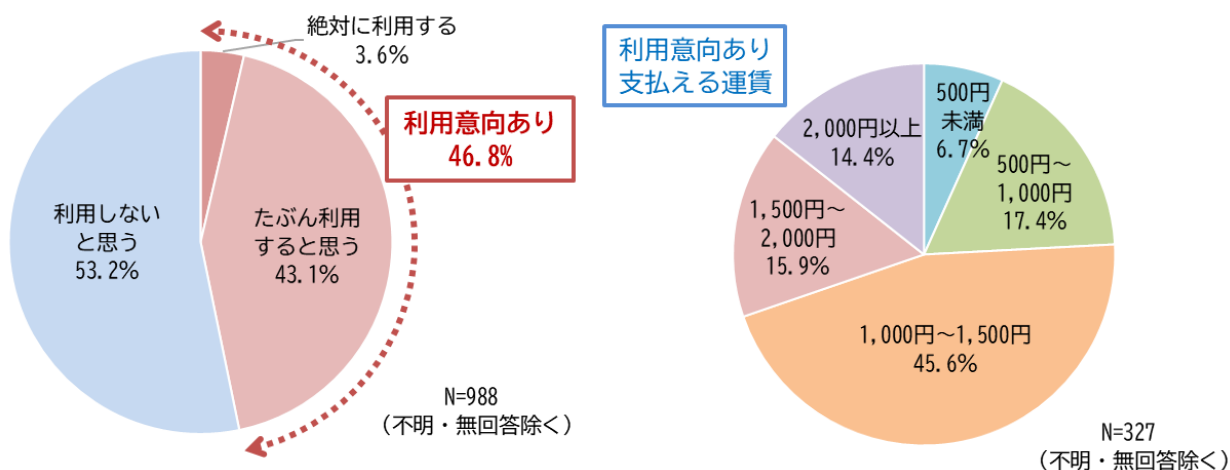


図 III.13 フェリー営業時間外の予約式航路サービス導入への意見

IV 協議会の規約等について

大崎上島町公共交通連携協議会規約

制定 平成22年 7月 23日

(設置及び目的)

第1条 大崎上島町公共交通連携協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、又、道路運送法(昭和26年法律第183号)第1条の規定及び海上運送法(昭和24年法律第187号)第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1大崎上島町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送、航路の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 大崎上島町副町長
- (2) 大崎上島町地域経営課長
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者
- (5) 一般旅客定期航路事業者
- (6) 一般旅客定期航路事業者の船員の代表者
- (7) 大崎上島町議会の代表
- (8) 利用者又は住民の代表
- (9) 国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者
- (10) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (11) 広島県地域政策局総括官(地域振興)又はその指名する者
- (12) 道路管理者
- (13) 広島県警察竹原警察署長又はその指名する者
- (14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、副町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長は委員の互選により定める。

2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大崎上島町企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1人置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、大崎上島町公共交通連携

協議会財務規程に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年7月23日から施行する。

平成28年3月24日一部改正

平成28年8月31日一部改正

令和2年8月31日一部改正

令和3年12月15日一部改正

V 大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿

区 分	団体名	職名等	氏 名
学識経験者その他協議会が必要と認める者（大学教授等）	広島商船高等専門学校	嘱託教授	岡山正人
一般旅客自動車運送事業者	さんようバス株式会社	代表取締役社長	土井俊斉
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	さんようバス株式会社	従業員代表	佐村 優
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会	専務理事	迫田武利
	山陽商船株式会社	代表取締役専務	日浦徹治
	大崎汽船株式会社	代表取締役	川本公夫
利用者又は住民代表者	大崎上島町議会	議長	閑田大祐
	大崎上島町議会	産業建設常任委員会委員長	赤松良雄
	大崎上島町連合区長会	副会長	桑原富生
	大崎上島町商工会	会長	信谷 裕
	大崎上島町社会福祉協議会	会長	有田卓也
	大崎上島町地域女性連合会	会長	田房明美
	大崎上島町観光協会	会長	中原幸太
国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	大林正明
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	蔦 真
広島県地域政策局地域振興担当部長又はその指名する者	広島県地域政策局	公共交通政策課長	水本全彦
広島県警察竹原警察署長又はその指名する者	竹原警察署	大崎上島分庁舎長	平田和也
大崎上島町副町長	大崎上島町	副町長	小田 博
大崎上島町地域経営課長	大崎上島町	地域経営課長	三村竜也
道路管理者	大崎上島町	建設課長	下川 昇

大崎上島町地域公共交通計画（第2期）

令和8（2026）年3月 発行

発行 大崎上島町

〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野 6625 番地 1

TEL 0846-65-3111（代表）

<http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/>
